

委員長 傍聴について申し上げます。

本日の教育委員会会議に33人の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

## 開 会

委員長 ただいまから平成16年6月の定例教育委員会会議を開催いたします。

本日は傍聴席に一言申し上げます。大勢の傍聴人の方がお見えですが、会議が円滑に進みますよう、ご協力のほど、よろしく願いをいたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員をお願いいたします。

## 議案の提出

委員長 日程に従い、議事を進めます。

本日提案されている議題は、報告議案1件、議案6件及び報告等3件でございます。

## 報告第1号

委員長 初めに、報告第1号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

ご説明をください。

こども課長 こども課長でございます。よろしくお願いいたします。

報告第1号「臨時代理による処分の報告について」、松戸市少年補導員退任者に対する感謝状の贈呈について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をしたので、同条第3項の規定により報告する。

平成16年6月3日提出。

臨時代理をした理由につきましては、記載のとおりでございます。

少年補導員につきましては、条例の定めることによりまして、学校職員、民生児童委員、保護司、PTA、青少年相談員など、青少年に係る団体等からそれぞれご推薦をいただきまして、それを尊重する形で教育委員会より委嘱しております。今回の任期は平成14年6月1日から平成16年5月31日までの2年間でございます。今回、退任された方は146名中78名でございます。

次のページに感謝状の贈呈者一覧表がございますとおり、一番長い方で12年、鈴木宏善様を筆頭に24名の方々に対しまして、長年の労など感謝の意をあらわすため感謝状の贈呈をいたしました。この基準につきましては、街頭補導など7割以上の参加活動をされた方々でございます。また、この感謝状贈呈者以外の54名の方々につきましては、礼状をもってかえさせていただきますいております。

なお、退任式は去る6月1日に実施いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまご説明のとおり、松戸市少年補導員退任者の方々に対する感謝状の贈呈です。

何かご質問なりございませんか。

關委員 1ついいですか。

委員長 どうぞ。

關委員 タイトルと、それから説明の文章で処分と書かれているんですけども、これがどうも違和感があるんですが、こういう文言になるものなんですか。

こども課長 そうでございます。

瀧田委員 よろしいですか。

今、退任者78名とおっしゃいましたでしょうか。

こども課長 78名中.....

瀧田委員 78名ですよね、それで24名が何らかの形で、ご功績で感謝状が贈呈されて、あの方というと、大体1年の方が多いいんでしょうか。

こども課長 いいえ、2年の方もいらっしゃいますけれども、参加率、活動が7割以下であったということで.....

瀧田委員 活動日数ですね、わかりました。ありがとうございました。

委員長 1つだけ質問したいんですが、この少年補導員の願いは、どういうふうな選定において行うんですか。

こども課長 まず学校長、これは中学校は全校、あと小学校につきましては約3校に1校、あ

と県立高校、市立高校がございます。あと私学、そちらの方の教職員の場合も学校の校長からでございます。PTAがあるところはPTA会長さん、それから、ないところにつきましては学校長にお願いしまして推薦をいただいています。あとは青少年相談員は、相談員の会長からご推薦をいただくということでやっております。

委員長 以上のように、この24名の方々に感謝状を贈呈する件でございます。

質疑、討論、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは採決をさせていただきます。

報告第1号について、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### 議案第30号

委員長 次に、議案第30号「松戸市史編さん委員会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明ください。

博物館次長 博物館次長でございます。よろしくお願いいたします。

議案第30号でございますが、提案の理由でございます。

市史編さん委員会委員の任期が平成16年6月30日をもちまして満了となります。松戸市史編さん委員会条例第3条及び第4条並びに地方自治法第180条の2による委任規則第7号の規定によりまして、次のページの委員の方の名簿(案)のとおり委嘱をするものでございます。

任期は、平成16年7月1日から平成18年6月30日までの2年間でございます。

なお、5名の方に委嘱を予定しておりますが、全員の方が再任でございます。

以上、提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

この表のごとく5人の先生方をお願いをして再任をお願いしたところ、お引き受けくださるということでございます。

いかがでしょうか、ご質問……。

今差し当たって、この市史の編さん活動というのは、どういうことになっているんですか。

博物館次長 この編さん委員会の中に中世部会と古代部会と部会を2つに分けておりまして、

その部会ごとにいろいろ作業を進めておりまして、今現在、考古資料の遺跡台帳の調査をやっております。進捗状況として、その中で約5割ほどはもう終わっている状況でございます。あと今年度と来年度を使いまして、執筆依頼までいきたいなと思っているところでございます。

教育長 上巻の改訂でしたっけ……

博物館次長 上巻の改訂でございます。

教育長 いろいろ新しい歴史的事実が判明したりしておりまして、書きかえなきゃならないような状況になりました。

委員長 いかがでしょうか、何か関連したことでご質問ございませんか。

一般の市民が、この郷土のいろんな資料を見るには、どこが一番手っ取り早いですか。

博物館次長 博物館の常設展示は歴史の展示でございます。図書コーナーもございますから大量に資料がございます。

委員長 そういうことでございます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

### 議案第31号

委員長 次に、議案第31号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

公民館長 ありがとうございます。

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づきまして、次ページにございますとおり、松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由でございますが、松戸市公民館審議会委員の任期が、平成16年5月31日をもって満了したためでございます。

委員さんにつきましては、10名に委嘱をいたしますが、うち社会教育関係の委員さん4名

と、学識経験の委員さん1名、新任と記載されております5名の方が新しくお願いする方でございます。

任期につきましては、平成16年6月3日から平成18年6月2日までの2年間でございます。

なお、教育関係の小林政弘様は、社会教育委員さんでいらっしゃいますが、社会教育委員さんと公民館及び審議会がより密接に連携できることを願ってお願い申し上げるところでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 以上のように、公民館の運営審議会の委員さんを、この表でござらんいただきたいと思っております。再任と新任の方々がございます。

何かご質問、ございませんか。

この審議会の開催状況はどうでしょうか。

公民館長 松戸市公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じまして、公民館の各種事業についてご意見をいただく審議会でございます。定例会議は年3回開催されております。

これまでの協議内容でございますが、生涯学習社会のあり方の一つに、学んだ成果を生かすということがございますけれども、その具体化といたしまして高齢者対象の「まつど生涯学習大学」を修了した方たちへ、さらに学習を深め、地域に生かしていただくことを目的とした専攻科を平成13年度から開催しております。この開催につきましてご協議いただきました。

また、公民館講座で学習された方たちが、公民館と連携しながら、ご自分たちで講座を開催する市民企画講座を年間4から5講座実施しております。この事業を開始するに当たりまして、そのあり方についてご協議をいただきました。

平成15年度には、家庭教育への支援の一つといたしまして、市内47小学校と連携しながら開催しております家庭教育学級について、ご意見をいただいているところでございます。

これまでのご審議いただきました内容については、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上のような活動状況でございますが、何か追加のご質問なり、ございましたらお願いいたします。

關委員 1ついいですか。

委員長 どうぞ。

關委員 公民館と市民センターの区別は何ですか。

公民館長 公民館は社会教育施設でございます。市民センターは、管轄が市長部局でございま

して集会施設でございます。その違いがございます。

關委員 そうすると、公民館として存在するのは矢切公民館だけということですか。

公民館長 松戸市の場合は矢切公民館でございます。あと管轄の中に新松戸にございます青少年会館がございます。

委員長 よろしいですか、質問その他。

それでは、議案第31号について採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第32号

委員長 次に、議案第32号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明ください。

公民館長 議案第31号のご採択ありがとうございました。

これに伴いまして、本年5月31日をもって退任されました委員さんのうち、次ページに記載のございます3名の方につきまして、3期6年にわたり多大なる功績と労苦をいただいたことに感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づきまして、感謝状を贈呈することをお諮りいたすものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 次のページから、お三方の経歴などが書いてございます。それを参考にさせていただきたいと思います。

關委員 1ついいですか。

委員長 どうぞ。

關委員 これは先ほどの任期満了に伴う委員の選任と関係すると見ていいわけですね。その10名の委員を今回、新たに新任または再任したわけですね。5人がおやめになったということですか。その5人のうち3名の方を今回、表彰しようという意味ですか。

公民館長 退任された5名のうち3名の方が3期6年務めていただきましたので、その3名の方に対して感謝状を贈呈したいということでございます。

關委員 あとの2人の方は、これに該当しないということですか。これは基準に達していない

という、そんな趣旨ですか。

公民館長 あとのお二方は、1期2年お願い申し上げまして、その基準には達しておりません。

委員長 いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、質疑、討論ございませんようですので、採決をしたいと思います。

議案第32号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

### 議案第33号

委員長 続いて、議案第33号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明ください。

保健体育課長 それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」、松戸市学童災害共済条例第10条の規定により、別紙の者を松戸市学童災害共済審査会委員に委嘱する。

平成16年6月3日提出。

提案理由といたしましては、松戸市学童災害共済審査会委員の任期が、平成16年5月31日をもって満了したためでございます。

審査会委員委嘱者につきましては、次のページの名簿に記載のとおりでございます。

なお、1号、2号、3号及び5号委員でありますそれぞれの方、5名の方々は再任であります。4号委員の坂本政春委員につきましては、今年度PTA連絡協議会の副会長に就任されましたことにより新任となります。

委員の任期は、平成16年6月3日から平成18年6月2日までの2年間です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

この表のように5名の方々、1名新任でございます。委員として委嘱をしたいということでございます。よろしくご討議、お願いをいたします。

最近の報道によると、長崎県で痛ましい事故がございましたが、こういう災害とは関係はないかもしれませんが、この災害の審査会に上るような事例が最近あったのでしょうか。

保健体育課長 事例といいますか、平成15年度の4月から3月の給付状況なんですけれども、小学校が409件、中学校が36件、合計445件ありました。

教育長 ちょっと簡単に傾向を……

保健体育課長 小学生で種別を申し上げますと、一番多いのが骨折です。次に捻挫ということで、それが159、105ということで3けたになっております。中学校の方では、捻挫の方が逆に多くて14件なんですけれども、次に骨折が11件ということでございます。

あと、切り傷とか打撲とかでございます。

關委員 これは学校内における事故……

保健体育課長 いわゆる学校管理下という言葉を使うんですけれども、子どもたちが家を「行ってきます」と出て、「ただいま」と帰るまでを管理下というふうに普通申しております、それ以外になります。そのときは日本スポーツ振興センターという、そちらの方が適用になります。

委員長 昔、安全会と言っていたね。

保健体育課長 そうですね、安全会です。

委員長 そうすると、これは骨折、捻挫など、症例は例えば土曜、日曜とか、そういう時期が多いですかね。

保健体育課長 そうです。

關委員 全く単純な質問でごめんなさい。例えば土日に、そういう子どもたちの災害事故があった場合、そのケースは、この委員会に上ってくるわけですか。それで委員会で、この子どもに対する災害共済金を給付するかどうかを決めるということですか。

保健体育課長 その支給額等につきましては、事務局の保健体育課の方で決めております。この委員会は年に1度、6月に実施しております。

委員長 いろいろな場面で学童をカバーしていこうということですね。

關委員 ちなみに、その保険金、共済料金ですか、それは年間どのくらいを予算計上するんですか。

保健体育課長 約730万ほどです。

学校教育担当部長 ちょっと整理しますと、子ども関係、学校関係の子どもでいいますと、さっき、委員長さんがおっしゃった、昔の安全会、今はまた名前が変わっているんですけれども、学校管理下にある場合と、それからこれらの管理下外の場合、そのほかに松戸市の場合、交通事故の関係、これについていろんな多様な対応ができるようにしてありまして、今

の730万という話がありましたけれども、1人当たりの要するに互助組織ですよ、そういう形で多分、特別、私はいいですよという保護者を除いては、ほとんどの児童・生徒の家庭は、300円だったですか、入っているはずですよ。そんなふうになっています。

したがって、この委員会については、先ほど6月何日に行うというのは、ふだんは事務的な処理は事務局で行います。要するにプールになったお金の収入支出の分の審議ということになるかと思えます。それから内容は今ご質問いただいた内容等について審議をするという、そういうことになっています。

委員長 そうすると、例えば通学時の交通事故なんかの場合は、どこがカバーするんですか。

保健体育課長 市の保険としましては、市民交通傷害保険というのがあります。通学で普通、自転車等で通学しませんので、通常のルート、歩きのときは、先ほどのいわゆる昔の日体健とかということがあるんですけども、自転車等のときは、市民交通傷害保険というのに入っていれば、そこで補償しています。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、これをもちまして討論終結といたします。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第34号

委員長 次に、議案第34号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

よろしく申し上げます。

学務課長 議案第34号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」、松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、別紙の者を松戸市学区審議会委員に委嘱する。

提案理由、PTAの代表から委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い、後任者を委嘱するため。

次を開いていただきますと、第3号委員、PTAの代表、小西恵美さん、PTA連絡協議会副会長、柿ノ木台小学校のPTAの会長さんでございます。前回の教育委員会会議で校長

会の校長先生方の代表の方、2名がかわったということでご承知いただきましたが、この5月26日に松戸市のPTA連絡協議会の総会がございまして、柿ノ木台小学校のPTA会長さんが副会長になられたということがございますので、前任の方が委員から外れまして、その後任として小西さんをお願いしますと、そういうことでございます。よろしく願いいたします。

委員長 20名の全員の表と一緒に載っておりますので、ごらんになっていただきたいと思いません。

何かご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、討論を終結をいたしまして、これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第35号

委員長 続いて、議案第35号「松戸市教育改革の再検討を求める請願書について」を議題いたします。

ご説明ください。

企画管理室長 この請願につきましては、松戸市教育委員会会議規則第29条の規定に従い、適正な請願ですので、教育委員会会議において採択するかどうかをお諮りするということでございます。

議案第35号「松戸市教育改革の再検討を求める請願書について」、次により提出する。

平成16年6月3日提出、松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

提案理由でございますが、記載のとおりでございます。

内容を説明させていただきます。

この請願につきましては、小金原地域協議会代表世話人、廣瀬博氏により提出されたものでございまして、平成15年10月の教育委員会会議で教育改革につきまして、いろいろな形で審議されてきたわけですけれども、市民の理解と合意が進んでいるのでしょうかということ

でございます。

この世話人会ですか、私たちの会では、進んでいないばかりか疑問と不安が広がっているにとらえていますということですが、その理由として、1番としましては、アンケート調査の結果が出ております。これは古ヶ崎南小、新松戸北小の保護者を対象にしました松戸よみうりさんの3月14日付の記事の表が載っております。記載のとおりでございます。2番目といたしましては、教育委員会による3回の説明会に参加した圧倒的多数の人が納得や同意をしていないと。3番目といたしましては、教員の説明が十分されていないと。4番目としては、協議会での説明でも納得や同意が進んでいない。

どうしてこのような状況が生まれているのか、私たちは次のように考えていますということで、1番からでございます。平成15年10月の教育委員会会議で審議されるまでの過程で、市民の願いを十分聞いて生かしていない。手続が事務的で教育の論議が十分にされていない。

2番目としましては、子どもの成長のためになるだろうかと疑問が多い。そのといたしましては、小規模校は教育上問題が多いと述べているが、教育的論証がされていませんというようなことで、平成15年11月、NHKテレビで放送されました「世界の学力・フィンランド」の例や佐藤学東大教授がフィンランドに行って調査した結果等々のことが書かれております著書の中では、フィンランドでは、どの小・中学校とも小規模で60人程度であると、そのような中で小規模校のよさを実証していますというふうに。

それから 1番としましては、国連子どもの権利委員会による日本政府への第2回最終所見というところで、ちょっと飛びますけれども、「子どもに影響を与えるすべての事項について、子どもの参加を促進し、子どもの意見表明を尊重すること」と改善を求めており、松戸市の教育改革には、松戸の子どもたちの意見が反映されていませんというようなことでございます。

といたしましては、国連子どもの権利委員会は、「日本の教育制度の過度な競争的な性格が、子どもに否定的な影響を及ぼしている」というふうに言っております。その中で、この本協議会では、学校選択制は、学校間、子ども間の競争を一層強めるものだということでございます。

3番目といたしましては、教育委員会は説明責任を十分果たしていない。その中の例示として、2月17日付と4月20日付の2回にわたって、小金原地域での説明会を要請しても一度も説明に来てくれません。学校は、保護者だけが関係するものではなく、地域の人たちに支えられて学校の役割を果たしていくものだということのように言っています。学校の体育館

などを会場にした説明会でも、市民の質問に対して抽象的で同じような答弁の繰り返しと不誠実な対応が多いことに対して、教育委員会への不信が広がり深まっておりますというようなことを述べております。

最後のページになりますけれども、1番目としましては、地域住民への説明を軽視しないこと、2番目といたしましては、強引に準備事務局を設立を求めないこと、3番目としては、埼玉県の例を出しておりますけれども、松戸市でも市民の声を十分に聞き、教育制度を改革することに重点を置かず、教育とは何かを深く問いつつ、長期の展望を持ち、市民の大きな支援を得るような教育改革をするために、再検討をしていただきたいというような趣旨の請願でございます。

以上でございますが、ご審議のほど、よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 ご苦労さまでした。

このような請願が出されております。今、事務局の方から内容について逐次説明がありましたが、まず事務局としては、何かコメントはございますか。

生涯学習本部参事監 多岐にわたっておりますので、もし指摘、質問等、不明なところは、この部分というふうに言っていいただければ、申し上げたいと思っております。

委員長 そういふことでございますので、今度は委員さん方から、ご質問をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

企画管理室長 よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

企画管理室長 この請願の中で、学校というのは保護者だけの問題ではなくて、地域と一緒にやっていくものだというふうな形で書かれておりますが、2月17日、4月20日付の2回にわたって、小金原地域の説明会を要請しても一度も説明に来ませんでしたというふうに書かれております。この点について、私の方からご説明させていただきたいと思っております。

当該地域だけではなくて、それぞれ該当する地域の皆様方には、私ども市教委の計画はそれぞれお話をさせていただいております。特に当該地域の皆様には、連合町会を通しましてご説明をさせていただき、一定のご理解をいただいております。一定のご理解ということで申し上げましたが、連合町会といたしましては、「保護者の方々にご理解を求めよう努力してください。その中で地域に還元するような事項等がありましたなら、ご連絡ください」とのことでございますので、私どもといたしましては、まず保護者の方々に優先的に話し合いをさせていただきまして、地域の方々ににつきましては、ある程度のまとめ

が決定されるか、あるいは決定する前の段階で連合町会の役員の方々のご相談させていただき、説明会の日取り等の調整は、今後図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、団体ではなくて、数人の方でも我々市教委の方へ来てくださっている方につきましては、それぞれ対応、説明をさせていただいていることを申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

瀧田委員 よろしいでしょうか。

この請願書の中の文章というか、表現というので、少し私は私なりにわからないところがありますので、もしおわかりになるところがあったら答えていただきたいんですが、まず協議会という名前で私どものところにお手紙が来るときは、最近は協議会という名前になっていますが、その協議会の構成しているメンバーの範囲でございますけれども、どういう、例えば地域とか、それから保護者とか学校関係とか、それから町会とか、そういう、どういう方たちがその協議会を構成しているかというのが1つクエスチョンになります。

それから、文章全部ちょっと問題になるところを言ってよろしいですか。何か1枚目の下の方で、2で「小規模校は、教育上問題が多いと述べていますが」というところで、主語が何なのか、どこが言っているんでしょうか。委員会の中では、一長一短がありますという話が出ていましたが、その主語のところは明確ではないということですね。

それから、次のページ、何かいろいろわからないところがあるんですが、フィンランドに成功の秘訣があると言われていたというけれども、学力が高いということで、それをすべて成功というふうに言っているかというのは、やっぱり慎重に表現するべきではないかなというふうに思います。

それから、あと子どもに影響を与えるというところがございしますが、上から9行目ですね、括弧の中、子どもとは、定時制高校というのは、私も南部高校の3部制の定時制高校の件でちょっと参加させていただき、とてもいい勉強をさせていただきましたが、今、定時制高校も大変いろんな試みをしております。定時制高校の子どもという表現と、それから小学校の子どもという表現は同列ではないと私は考えております。定時制高校というのは、ある程度社会的生活をしている生徒さんたちだというふうに認識しておりますので、年はまだ15、6とかといっても、社会に出ている子がほとんどでございます。

それから、いいですか。

委員長 どうぞ、続けてください。

瀧田委員 あとは競争が否定的であるというふうに言い切っているというのも、ちょっと問題です。黙っていても人間には競争本能というのはあるわけですから、それを否定するというわけにはいきません。ただ、行き過ぎはいろいろ弊害があるかと思いますが、私は過度の競争でなければ、ある程度、ほどよく、人を意識したものであれば、それはそれで子どもの成長を助けるものかなというふうに思ったりするところです。

それから、小金原地区での説明会云々というところがあって、委員会が出席しなかったのはまずかったかなと思いましたが、今それは説明がありましたので、わかりました。

それから、最後の方ですね、市民の声を届けようというアンケートで云々というので、56人が集まって33人が回答をしたと。その回答は、そうすると56名のうち23名というのは無回答であったというふうに解したときに、それが100%反対の意見ですというふうな結論を出すということは、数の上ではちょっと数字の暴力のような感じがいたしまして、それはもう少し丁寧に認識するべきではないかと思います。

最後の1、2、3のところでございますが、子ども、教員、保護者、地域住民というふうに書いてありますが、子どもと教員、保護者、地域住民を同列にすることは、さっき申し上げたように、まだ成長過程にある子どもでございますから、同列にはならないのではないかと。学校生活に関しては、教員のある程度指導下にあるでしょうし、それから家庭においては保護者の擁護のもとにあるでしょうしというふうに思ったとき、やはりその辺が丁寧に子どもたちに説明をするチャンスというのを持っているかどうか、その辺が大事なかなというふうに思っております。

何か長々となりましたが、その辺が私のちょっと疑問に思ったところでございます。

委員長 どうぞ。

企画管理室長 まず第1点目の協議会のメンバー構成ということで、私の方からお答えさせていただきます。

協議会のメンバー構成、これは第3回目、1月の下旬だと思うんですけども、私ども教育委員会の方から学校のPTAあるいは保護者の方々に説明をさせていただきました。この請願書の中にもございますとおり、どちらかという大きな人数に対しまして、私ども事務局の人間が行きますと、総合的な話になってしまいまして、そういったところが保護者の方々からしますと説明責任がなっていないというような話にもなったのではなからうかなというふうに感じておるわけでございます。

また、説明の中でも、学校によっては非常に温度差があったというようなところはあったのではなかろうかなというふうに感じております。そういったあたりから、1月の第3回目の保護者会あるいはPTA会議の中で、私どもご提案させていただいたのは、協議会的な組織をつくっていただきたい。その協議会的な組織と申しますのは、やはりその学校の保護者の方々に、代表的な役割を持っていただけるような方々に出ていただきまして、少人数で私どもの方と色々な形でお話し合いをさせていただきたい。そうすれば、当然として保護者の方々からのご要望、ご意見というものが、私たちにもつぶさに伝わります。また、我々の考えておりますことも、伝わりやすいのではなかろうかというふうに考えたわけでございます。その意味で、基本的には協議会は私どもの方としては保護者の方々を中心に考えさせていただいたところでございます。

しかし、学校によりましては、協議会はやはり学校だけではなくて、地域の方々も入れてつくりたいというふうなお話をさせていただいたところの地域もございまして、メンバーの構成につきましては、私どもこういう人がいい、ああいう人がいいという言い方はしませんでしたものですから、そういった形で地域の方々も入っている協議会もございまして。しかし、大半のところにつきましては、保護者の方々に代表として入っていただいております。大体20人前後ぐらいの方々と打ち合わせをさせていただいております。

以上です。

その他の小規模等々につきましては、教育問題的なことがありますので、参事監の方からお答えをさせていただきます。

委員長 お願いします。

生涯学習本部参事監 たくさんありましたので、漏れ、聞き違いがありましたらご指摘願いたいと思います。

最初に、小規模校のことですが、主語は「教育委員会は」だろうというふうに推測しています。教育委員会は小規模校が教育上問題があるから、余りよくないよというふうに言っているんだというふうにご指摘があったと理解しております。その論拠といたしまして、フィンランドの例を挙げられているかと思えます。

ちなみに、フィンランドは、人口密度で申し上げますと、平方キロメートル当たり、15人でございます。日本は7割方山ですが336人ぐらい、中学校の地図帳で見たんですが、そのぐらいです。ちなみに松戸市は7,700人です。そんなことで条件は当然かなり違うだろうと思えます。フィンランド並みにやると、ひょっとしたらコンビニ並みに学校が必要になる可能性

もあるのかもしれませんが。

それで問題は、ちなみにほかにも例えばOECDがテストをやっています。フィンランドは実は佐藤先生が言われるとおり、読解力が一番高かったんです。ところが同じように日本よりは一般的に計算の仕方は難しいんですが、ヨーロッパの国が大体小規模校もしくは少人数学級でやっておるんだそうです。ドイツは28位でヨーロッパではびりの方です。日本は同じテストで8位、これは昔からすると、もっと高いんじゃないかという議論はございますが、その日本より少人数の学校であるフィンランドは高かったけれども、ドイツはそうではない。

授業時間、学級編制のことを申し上げますと、法制上、平均の実質は違いますが、法律上は、日本は例えば40人です。インターネットで調べた範囲ですが、ドイツは28人だそうです。ただ、授業時数は日本よりも、ドイツやフィンランドの方が多いいんです。そういうことを、あわせて考えますと、小さい学校のよさもあるんでしょうが、正確に申し上げますと、よいかから小さければ必ず学力は上がるとは限らない。授業時数の関係、授業の質の関係、いろんなものが総合して決定されるんだらうというふうに考えるのが正しい。ただ、日本の今の状況を考えますと、小さくするような方法の方がよりいいんじゃないかというような議論が多くあるということで認識しております。

つまり欧米の学校と違うのは、私ども日本の学校は、トータルに、全人教育みたいな形で部活動から生活指導までずっとやりますので、例えば学級編制1つとったときに、小さい方が仮にきめ細かくできるとして、問題はどやするかということになります。40人を2つに分割して20人学級の方がいいのか、逆に40人に2人の先生をつけた方がいいのかというのは、学校の実態やねらいによって変わってくると。ですから、ここで今まで教育委員会が申し上げたのは、少人数だからすべてうまくいくよということはありません。ということをおし上げて。つまり目的に応じてどのように手段を講じるかというような、そんな意味だらうというふうに理解しております。

2点目でございますが、定時制高校と意見表明についてでございます。委員さんも私ども事務局といたしましても、ご指摘のとおり19歳ぐらいから、定時制ですからもっと上の方もいるんだと思いますが、幼児までを一括して私たち日本語では子どもというふうに表現いたしますが、こちら辺は、どこを指しているのかは非常に難しいだらうというふうに思っております。ちなみに、この国連の勧告の話もインターネットで見ましたけれども、例えば持ち物検査を日本の学校はやってけしからぬみたいなことも書いてあります。ただ、松戸に限って申し上げますと、おとといですか、ああいう不幸な事件等があったときに、持ち物検査を

学校は多分やったところはないと思うんです。昔ナイフの事件がありました、そのときも持ち物検査をやれと随分言われましたが。つまり国連で言われていることと現実にはかなり私どもとしては認識が違うというふうに考えております。

もっと言いますと、私ども教育界の人間といたしましては、子どもの意見を尊重するというのはどういうことかということ、この機会にお互いに保護者も我々も十分考えていただきたいという気持ちがあります。これは本当に下世話な言い方なんです、子どもをケーキ屋に連れて行って、ケーキを食べさせて、どれか好きなものを選べと、これがいいというふうなのを意見尊重と一見言いがちなんです、私たち教育界の者からしますと、そのときに親御さんの懐ぐあいを見て、ここら辺と言ってくれるような子どもが教育的には非常に力を得たものだ、そんなふう考えているんです。ですので、先ほど申し上げたように、発達や成熟の度合いによっていかに適切に選択できるか、意見を表明できるかというふうに理解していただければありがたいという気持ちです。ですので定時制高校の例は適切ではない。

それから、競争の件でございますが、何を指しているかちょっとわかりませんが、たしかいろんな場面で競争というものはないところはないと思うんですが、受験だって競争といたしますと、例えば高等学校の受験で、私どもの認識は今は受験競争や受験に圧力はないという言い方をしています。高等学校に行けない子、もしくは希望して行けない子はほとんどおりません。大学やなんかは、もう定員に対して受験生の数がほぼ均衡ですから、そういう意味では、むしろ東大のカピラさんたちは、日本の今の子どもたちが勉強をしなくなった子としている子が二極分化しているのは、受験圧がむしろないからだという学説もございます。ですので、その辺がどれが正しいかわかりませんが、いろんな細かな問題は別にいたしますと、必ずしも競争があるというような認識にはなかなか立てないと思うんですけれども、むしろ今の実態は外国との競争をどうするんだというふうに今、攻められている部分もあるかと逆に思っております。

それから、あとは保護者と子供と教員と地域を同列に並べる件でございますが、子どもについては、今申し上げたとおりでございます。教職員につきましては、私どもは基本的に教員は職業人ですので、校長の指示、その監督のもとで教育目標を達成するために仕事をする職務を持った人間を教員ということで、私人と公人は当然違うというふうに考えております。ですので、経済学的に言うのだったらいわばサービスの受給者と供給者に分けると、教員は供給者側ですので、逆に言ったら説明責任が逆にある、説明責任という言葉がいいかどうかわかりませんが、みずからの実践について説明する必要がある立場であるので、例えば保護

者と同じような意味で、説明せよというのは合わないんじゃないかなというふうに思っております。

あと、アンケートの23人答えていないのに100%というのは、ご指摘のとおりに同様の認識を持っております。

以上です。

瀧田委員 ありがとうございます。

ちょっとわからなかったところを失礼しました。それを参考にさせていただきたいと思えます。

關委員 今の山根さんのご説明、とてもわかりやすいものでした。少し僕の経験を話してもいいでしょうか。

ドイツでしばらく生活していましたから、ドイツとの比較をされると、うん、なるほどなという思い当たる部分もあります。しかし、フィンランドのことも説明されたので、まさに教育はその国によって、各制度やシステム、あるいは住民の意識が全く違います。特に宗教が果たす役割はまるで違いますから、これは大きな問題なんですね。

例えば僕の子どもがドイツの学校、現地校に入れたんですが、そのときは、まず最初に市役所のその担当部局に行ったら、カトリックの学校に入れますか、プロテスタントの学校に入れますか、そこから始まるんですね。それで、あるいは場合によっては第3の無宗教の学校に入れますかと。その場合には、またここだと近い遠い、どこに行きますかというふうなことも、全く選択制が前提になっておりますが、そういうことがあって戸惑いを感じたことがあります。

しかし、それが当たり前なんですね。

僕は子どもの入ったクラスのPTAの役員をやっていました。PTAの役員をやりながらいいなと思ったことは、その学校の教師は教育者として常に誇りを持っているし責任を持っている。それから、地域の住民も協力するという意味では、極めて積極的でした。

一番大事だと思ったのは家庭教育ですね。家庭のしつけが物すごく厳しいです。極端な言い方をすれば、犬と子どもは同じようにしつけを厳しくする。そうしないと、大人になってから困るという発想でしょうね。したがって、子どもに対しては、しつけが物すごく厳しいです。我々が行って驚くほどですね。子どもを平気で客の前で悪いことをすると怒りますから、何か我々が怒られているみたいで、そういう印象すら受けるほど厳しく子どもはしつけられます。

それがいいか悪いかは、いずれは大人になって出てくるわけですね。子どものころにいい子であったり、あるいは子どもころに能力があったりするということ、これも大事ですが、大事なのは先ほど、山根さんがおっしゃったように、日本は全人教育をやる、部活をやるわけですね。ドイツの学校には部活はありません。スポーツは全部外部のスポーツクラブに入るわけで、学校では一切やりません。そういう意味で余裕があるわけですが、いずれにせよ家庭に早く帰ってきて、家庭でしつけをする。しかも小学校4年生で将来を決定しなければいけない。大学に行くコースをとるか、職業学校に行くか、4年生で決定するわけですが、そうすると、子どもたちは、それまではとにかく悩めますけれども、法律の制度も年齢に応じて、この子は何歳になったら、こういうことをする力、権利がある、何歳になったら、こういう権利があるというような、細かく法律で決めています。そうすると、子どもたちはその年齢に達するまで、家でとにかくいろんなしつけ教育を受けます。一番重要なのは、自分の宗教的な信仰をどういうふうに意思決定するかということは、年齢によって決まっているんですね。そういうことも含めて家庭教育というのは物すごく大事だというふうに思われています。

これが恐らく将来、子どもたちが社会に出て大きくなって活躍するときに生きるんですね。成績がいい悪いというのは余り問題じゃなくて、社会に出たときに、その人が本当にどう力を発揮できるか、これが一番肝心なんですね。そういう意味で、大学生になったら、あるいは大学を卒業したら、もう本当に一人前です。一人前というよりも、むしろ大学に入る前、高等学校を卒業する、この卒業試験というのはアビテュアというんですが、そのアビテュアの試験に受かったら、どこの大学でも自由に入学できますが、この子たちは18歳で大人になりますからもう本当に大人です。一人前のことをはっきり言います。そこまで教育はきちっとやる。だから、大学へ入ったときは、もう本当にいっばしの大人です。我々と対等に話し合う、自分の自己主張もする、あるいは自分でそのかわり責任も負うと。こういう社会や教育システム全体の中で、子どもたちあるいは学生たちを教育していますから、その一部だけとってみても余り意味がないんですね。

では、日本はどうするかということです。僕はいつもそれを考えながら大学で生活しています。僕が扱っているのは大学生だけですが、大学生からそういうことを言うのはもう遅いんですね。小・中学校が終わるまで家庭教育を中心としながら、学校と地域が三位一体となった子どものしつけ教育あるいは養育というものをきちっとやるというのが大事だと思うんです。

そういう意味で、今回の教育改革も制度改革も、僕にとっては極めて大きな宿題なんですよ。ドイツの制度を一応頭に置きながら、さて、こういう教育をやっていくと、大人になったときにどうかな、今はともかく、将来、社会に出て大人になったとき、日本でどのくらい活躍できるか、あるいは外国へ出ていったときに、どのくらい日本を代表する一人の大人として活躍できるか、それを常に意識しているものですから、そういう見方で見ると、今我々が議論している教育改革というのは、その一部なんですね。さて、それでどうしようかと。

おっしゃるように、子どもにとっていい教育環境、それをどういうふうにつくっていったらいいかということです。そういう視点から、僕はここの場に参加しています。

一番大事なのは、子どもにとっていい教育というのは、将来を見据えた個の確立ですよ。1人ひとりが個の確立、自分の意思をある程度確立していく、それが将来、今、政府がよく言っているような自己責任と結びつくんですよ。個の確立をするということ、あるいは自分の意思を確立し、自分である程度のことは意思表示し、行い、行ったことに対しては責任を負う、この一連の行動をどうやってとっていくか、そのための教育をどのようにするかという視点、これが恐らく大事なんじゃないかなと思っています。

ですから、私はそういう意味で、地域社会も大事にしたいし、保護者の皆さんも大事にしたいし、教員も大事にしたいし、何よりも子どもを大事にしたい。それら全体がどういうふうに役割を分担しながら、今何ができるかということを中心にみんなで知恵を出し合ってほしいというふうに思っています。

すみません、長くなりました。

委員長 ありがとうございます。

本日はこの再検討を求める請願書が出たおかげで、いろいろな角度、また視点から、いろいろ勉強になります。

中身については、まだまだ事務局サイドとしては、いろんな反論なり説明なりあると思いますが、委員の方々から一応ご意見をいただいて、総括をしていきたいというふうに思います。

追加発言ございましたら、よろしく願いをいたします。

齋藤委員さんは、いかがですか。

教育長 感心して聞いておりました。

今、關先生のお話を聞きながら、最後の方で、教育は個の確立をすることがやっぱり最重要なんだと。そして大人になって自己責任を果たせる、自己も主張するけれども責任を果た

せる、そんな大人になっていくことをどんどん吸収するんだというのも、私も同感でございまして、まだまだそういう大きな視点から立つと、松戸市の教育改革アクションプランには不足しているものもあるのかなという反省はしております。今後、実行していく過程で、よりよいプランに練り上げていくという必要性はあるだろうと思っておりますし、そういう方向で進めたい。

ただ、アクションプランのメインであります「子どもいきいきアシストプラン」、いよいよ第1次スタートしましたけれども、それは確かな学力だけじゃなくて、豊かな心を持って、しっかりと自己責任を果たせるような大人になるための生涯学習の基礎・基本をしっかりと定着させようということで、読み、書き、計算、これは読み、書き、計算だけを教えるわけじゃありませんけれども、一応基礎・基本、の象徴的な例として、この3つを挙げてありますが、松戸市ではこのプラスアルファ、もう一つ、レスポンスビリティのRを掲げる、つまり将来、社会的責任をきっちり果たせるような基礎を小さいうちから培っていこうということです。これは隠れた学力、大事な学力で、これがないと3R、読み、書き、計算の方も現実の問題として、なかなか定着していかないという理論、経験則もあるし、学校の実際の教師たちも、本音の部分はそういう思いがあるということです。これは学校だけではできないけれども、学校でもそれをきっちり教えていこうじゃないかということがありますので、關先生のお話を拝借いたしてしまいましたけれども、まだまだ不十分だけれども、そういうことの基本的認識は持っているということを申し上げさせていただきたいと思えます。

委員長 もちろん、今まで数カ月かかって、いろいろこの話題は会議の中で検討をしてみいました。過去に3月2日ですか、やはり同じように、附帯決議である強行はしないということを守ってくださいという請願が出されました。

今までこの教育委員会会議で、10月の会議を契機に、松戸市教育改革については一応承認をしていただき、その上で附帯決議をつけて、その後、市の説明責任などについて検討をしてみいました。そのほか市議会でも同じような検討を繰り返し、市議会へも請願が出た経緯がございます。そういう意味で、まだこの問題については、市議会でも検討される予定になっております。

そういう認識でよろしいですか、議会の方の動向は。事務局、わかっている範囲で。

企画管理室長 6月につきましては、本会議の方では一般質問がございます。現段階では、この教育改革につきます請願、陳情は出ておりません。一般質問の中では、ぽつぽつと出てくるような状況になっております。

委員長 そういう状況下で、今までの経緯から、私どもこの教育委員会会議のスタンスとしては、この松戸市教育改革については、現状を重視しながら、附帯決議として、強行はしないという一項もございますけれども、スタンス的には、これからも事務局のいろんな努力を見守り、地域の皆さんの様子なんか也十分に、いろいろお手紙はちょうだいしており、緻密に拝見をいたしております。そういう中で、今後ともしっかりと見守っていきたいということで、3月に出された請願のときは、この請願そのものは不採択とさせていただきました。

きょう、改めて請願書が出たことによって、この請願書に対する採択をするかしないかということを変更してここでお諮りをしていきたいというふうに考えております。

まだまだ各論の細かいことに関しましては、十分に理解を得ない地域もございまして、まだ少し時間がかかるんだろうというふうに思いますが、今までの討論その他のお話に追加事項がありましたら、追加をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

關委員 よろしいですか。

きょうのこの請願は2回目ですから、やはり1回目と違った重みがあると思うんです。その重みは何かというと、この最後についての1、2、3、に書かれている。結局これはみんな確認事項なんですよ。地域住民への責任を軽視しない。強引に準備局の設立を求めない、要求しない、強引にやってはいけないという、この辺が中心なんだろうと思います。先ほどの話の続きになりますけれども、やはりそういった切実な訴えをされているわけですから、地域の皆さん、あるいは保護者の皆さん、こういった人たちの1人ひとりの考え、意見、個性を大事にしてあげて、なるべく丁寧にそういう人たちの話を聞いて、それで反対する人ほどこちらが丁寧に話をして尽くすというような姿勢は、やっぱり持ってほしいと思います。それが民主主義なんじゃないかなと私は思っていますから、ですからそういうスタンスで、ぜひ今後も話し合いに応じていただきたい、そういうふうに思います。

委員長 そのほかいかがですか、ございませんか。

まだまだこの件に関しましては、各論を含めて細かい点についてあるかなとは思いますが、事務局では追加事項はございませんか。

(「ございません」の声あり)

委員長 それでは、今後の予定のところ、また詳しく話していただくということで、この請願書に関しまして討論を打ち切ってよろしいですか、どうでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 では、これをもちまして討論は終結といたします。

ただいまのご意見やなんかも広く承りながら採決に入りたいと思いますが、この議案第35号、これを採択の方は挙手をお願いをいたします。

(挙手なし)

委員長 ございませぬね。

それでは、議案第35号につきましては、今のようなご意見よりまして不採択ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 議案第35号は不採択と決定いたしました。

議案は以上です。

#### 報告等

委員長 続いて、報告等に移ります。

第39回松戸市美術展についてお願いをいたします。

社会教育課長 第39回松戸市美術展覧会についてご報告いたします。

お手元の資料にありますように、松戸市の美術文化の向上とその普及発展を図ることを目的といたして、毎年実施しております。

主催は、松戸市教育委員会及び松戸市美術会であります。

会期は、6月8日の火曜日から6月20日の日曜日までです。時間は、午前10時から午後6時まで。会場は、松戸市文化ホール及びアートスポットまつどの2カ所で開催されます。

資格といたしましては、16歳以上の松戸市在住、在勤、在学、さらに市内美術サークルの会員及び松戸市出身者となっております。

種目といたしましては、日本画、洋画、彫刻、各それぞれ1人1点と限らせていただいております。

その他、詳細につきましては、資料記載のとおりであります。よろしく願いいたします。

委員長 松戸市美術展覧会出品案内、その資料のごとくなっております。

これについて、何かご質問ございませんでしょうか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 では、よろしく願いをいたします。

続いて、適正規模適正配置関係の日程についてという日程表がここに載っていますが、説

明をお願いします。

企画管理室長 まことに申しわけございません。ご説明に入る前に、日程表（素案）という形にさせていただければありがたいと思います。

先ほど申しあげましたけれども、いろんな形で各学校の方へ協議会的なものが立ち上がっているところ、あるいはそろそろ準備事務局も設置されるのではないかというようなところ、今、回っているところでございます。今週の土曜日も回らせていただきたいと思いますし、今後も行ってみたいと思います。

全1年間の分を私どもの方で作成させていただきました。学校関係におきましては、当然、学校長への説明等々が出てきますので、4月の校長会の方でもこれは説明させていただき、特に対象校となります校長先生の会にも出席させていただきまして、そして改修の現場の確認等もさせていただいたところでございます。

該当校といたしましては、今後來年、17年度の4月に統廃合する形で、学校内での準備等々今進めているところでございます。

これが大体8月ぐらいまで。9月以降につきましては、教育課程協議というような形を入れております。いずれにしましても、来年の4月に子どもたちが元気な姿で、そして学校へ行って、学び、遊びできるような形の対応を、今のうちから準備をしておきたいというところから、事前準備をさせていただいておるところでございます。

また、特に閉校をされる学校につきましては、式典等の準備もあろうかと思っておりますので、この辺につきましては1月以降という形で作業を進めていただけるかというふうに思います。

次に、改修工事という形で載っております。これは非常に難しい問題でございます。いずれにしましても、来年4月1日に、子どもたちに教育環境が変わることのないような形、よりよいものにするためにという意味で、給食の調理室等々の改造を図らなくてはならない。そのためには若干の音等、特に厨房関係の工事をするためには、音が出るような形になっておりますので、そんなところから、できれば夏休み中に工事を済ませたいという気持ちです。そのためには、ちょっと事前になりますけれども、7月くらいには契約になるのかなと。いずれにしましても、学校現場を、学校の先生方等々見ていただきまして、ある学校につきましては、保護者の方々も学校現場へ行っていただきまして、こういうところを直してほしい、ああいうところを直してほしいというような要望も出てきております。この辺につきましては、予算の範囲の中でできるものはやっていきたいというふうに考え、現場の調査を始めさせていただいているところでございます。それに基づきまして工事の設計をし、工事を夏休

み中には終わらせたいなというふうに思います。小さな工事につきましては、夏休みということではなくて、例えば3月の春休みぐらいにも済むところもございますけれども、できる限り夏休みに済ませたいなというようなことでございます。

それから、準備事務局の件でございます。今、請願書の方にもございましたけれども、準備事務局につきましては、来年の4月にスタートするためには、できる限り早く設置をしていただきまして、そして子どもたちが安心して通えるような形をとりたいということから逆算をさせていただきました。そして6月の下旬には、できれば各学校で設置していただきたいというふうに思っております。設置後は、それぞれの学校の校長先生、教頭先生、教務主任さん、あるいは保護者の方々が集まりますので、その中でスタッフの役割分担等々もやっていかななくてはいけないのではなかろうかなというふうに思います。そして実質協議を10月ぐらいまでに終わらせたいというふうな予定でございます。

それから、議会、地域等への説明ということでございますけれども、地域につきましては、必要な都度進めております。また、議会等につきましても、今後きょう終わった段階でまたお話しさせていただかなくてはならないなというふうに思っております。ちょっとそこが抜けておりますけれども、できましたらば、来年の4月に向けて、学校につきましては、設置条例というものがございます。それを9月ぐらいにはご提案させていただきたいというふうに思っております。その前に議会等への説明あるいは地域への説明等々も当然やらなければならないかなというふうに思います。

それから5番目で、跡地利用、これが非常に難しゅうございます。跡地利用を先に出すことがいいのか悪いのかというのは、鶏が先か卵が先かと同じように、跡地利用を先にお示ししますと、結局は統廃合ありきじゃなかろうかというふうに言われますし、跡地利用を後にしますと、跡地がどういうふうになるかわからないのに協議できないじゃないかというようなおしかりをこうむるというようなことがございます。

最近、地域の方へ入りまして、跡地がどうなるんだろうかという話がぼつぼつと出てきております。私ども教育委員会としては5月いっぱいぐらいまでにとということで、各課に文書を流しまして、どんなものが可能なのかということで資料を収集させていただきました。

いずれにしても、この跡地利用につきましては、教育委員会だけでやるのではなく、まちづくり全体の中で考えなくてはいけないということで、6月1日に市長部局の方に資料等々を提出させていただきまして、市長部局ともども、この件については鋭意検討していきたいというふうに考えておるところでございます。その進捗状況につきましては、議会、地

域等々のご意見を聞きながら進めていかななくてはならない重要な問題ではなからうかなというふうに考えております。

それから次に、財源の対応でございます。200億以上の財源不足が実は見込まれておるところですけれども、やはり何をやるにもとにかく金が必要で、松戸市の税金だけではなく、何とか国・県の補助金をいただきたいということで、4月以降、国・県に出向きまして、昨今の国・県の補助金と申しますと、大規模改修ではなくて耐震改修の方が優先だよということで、全然金が出ないというふうな話もございますけれども、そういうことなく、こういうふうな考え方でやるんだから、何とか私どもの方に補助金をくださいというような話をさせていただいているところでございます。

これを鋭意努力した上で、どの程度の予算化をしなくてはならないかということもございまして、もしそうなった場合につきましては9月議会のところで補正予算等々もお願いするということもあろうかと思っております。これはまだ目安でございますので、これでいいということではございません。

それから、学校移転に伴いましての備品等々の引越しの問題です。当然、学校のピアノですとか、いろんな備品等がございます。これについては有効利用というもので検討しなくてはいけないのではないかと思います。例えばAという学校には、グランドピアノが3つある。Bという学校には2つある。じゃ、A校へ統合されるから、グランドピアノ2つをA校の方へ持って行って5台にすべきなのかどうなのかということも非常に問題があろうかと思っております。3台で十分に活用できるということでしたらば、その2台は新しく買いたいという学校の方に回していくとか、そういったような有効利用の検討をするべきだというふうに思っておりますので、そうした検討をした上で、10月ごろには移動備品の確定をしていただきまして、それに伴う搬送費等々も若干のお金はいただいておりますけれども、その数によりまして大分違ってきますので、場合によっては12月補正ということも考えられるかなというふうに考えてございますけれども、3月の春休みまでに全部の備品の移動をさせていただきまして、つつがなく4月1日から進むような形を整えておきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

以上、簡単ですけれども、概要の説明とさせていただきます。

委員長 ご質問ございませんか。

これはまだ案の段階ですね。毎月検討させていただきますね。

次は、スタッフ派遣について、よろしく申し上げます。

生涯学習本部参事監 6月1日、スタッフを派遣させていただきました。これは教育改革のいわば一番中心でございます。千葉日報等に写真が載ったかと思えます。コアテレビにも出ました。改めて再度ご報告させていただきたいと思えます。

スタッフ派遣の目標は記載のとおりですが、簡単に言えば基礎基本を市内の子どもたちに徹底したいということでございます。そのために具体的な手だてといたしまして、多様な学習形態をとりながら、いわゆる基本的な読み、書き、そろばん、そして社会的な力である最後のRを、明確に子ども意識、目標をはっきりさせてスタッフとともに達成していきたいということでございます。

そして、手だての3番目に、ともするとこういうものを始めてしまいますと、反省がなく、毎年配分をするような形で終わってしまうんですが、うまくいかなければ、このシステムの組み方は当然変えていきたいという、そういうことを明確に打ち出しております。委員さんにもご指導をいただきながら、そういうふうにしていきたいと思っております。

スタッフの種類等については省略させていただきますが、現在103名のスタッフの応募がございました。学校からはたくさん要望があって、延べで194名ぐらいになるかと思えます。需要と供給がなかなかうまくいかないということもございますが、募集されたスタッフの方は今申し上げた100名強、女性が非常に多いということです。年齢は20代から70代、70代の方は2人という形になっております。20代、30代の方が比率的には多くございました。40代の方は教職経験のある方が多かったようです。企画書、その他、面接等をし、今申し上げた6月1日に18名を第1回目として派遣させていただきました。また8日には2次というふうに予定をしております。さらに工夫改善を加えながら、3次、4次と少しずつやってまいりたいと考えております。

もう一度、次のページをごらんいただきたいんですが、4Rsについて、ここに整理させていただきました。要は市の目標でございます生涯にわたって学び続ける土台、自己指導力というか、そんなようなニュアンスがございます。そしてスタッフ派遣そのものは、もう一度繰り返しますが、4R、この4つの基礎を徹底することです。3つの読み、書き、そろばんにつきましては、幾つか吹き出しで書いておいたんですが、要は一定の知識なりがないと、根気よく努力するということができない。だから最低限のそうした生涯にわたって学び続けるような力をつける、そういう土台のための一定の知識において、一定量については鍛えていかなければならないだろうという認識でございます。

それからもう一つの最後の責任のRでございますが、社会的に生きていく力、自分に対す

る責任、今申し上げたこととダブるんですが、自分が自分自身をあきらめずに一生懸命やるとか、努力する、一生懸命やればむくわれるというような気持ちが、特に子ども時代になればまずいだろうと。努力する気にさえなれないというのではなくて、その逆に子どもたちに、自己への責任、他者への思いやり等を育てていきたい、そういう意味でございます。単純に何か困っているから、それを穴埋めするという意味ではございません。

したがいまして、各学校は、先ほどの請願のところと若干ダブりますが、私の学校はこの子たちをこうしたいから、ここで使いますという形が欲しいということになります。配当の仕方について、学校用でございますので、例示を3つほどしております。例えば小学校の教科担任制をこうこうこういうところにこういうふうにやって欲しい。失敗しても構わないだろうと思っています。そのかわり、こういうところを十分やってくれば、この次はうまくいくのではないかという、そういう資料、情報を学校が蓄積していくことが、市全体の教育活動が向上することであろうというふうに思っています。

今申し上げたそのためには、ある一定の学校規模、スケールがないと、教科担任制は例えば組めません。少人数や習熟度を、小学生にやるかどうかのいろんな議論がございますが、小さければ小さいほど固定された習熟度になっていく可能性もございます。そうでない場合もあるかもしれません。それはケース・バイ・ケースなんですが、その辺は学校の今、実情の発達段階に応じて柔軟に対応できるようにしたいというのが今回の教育改革の運用的といえますか、構造的な一番の特色でございます。そういう意味で、配当の仕方等、できるだけ校長の裁量権という、またいろんなふう误解される方がいるんですが、現場の裁量をできるだけ対応型にしていくという人的、物的な制御の仕方というのは、多分日本でも初めての試みになるだろうと思っています。二、三のところでは問い合わせ等があって、まねをする動きもございますが、そうした意味では紆余曲折があるかと思うんですが、教育改革の一番の基本、これをうまくやっていくために、いろんな条件整備をしていくんだということをあわせてご報告させていただければありがたいと思います。

以上です。

委員長 このスタッフの方々と現場の先生方とのコミュニケーションについては、何か新しい工夫は考えておられますか。

生涯学習本部参事監 すみません、今拝聴したばかりでございますので、そこまで考えては……。頑張ります。

教育長 今は正直に答えましたから、それでいいんです。基本的なスタッフ派遣の基本方針は

説明がありました。そしてねらいは何だ、どういう状態になったら成功したと言えるんだと、そういう目標と成果の体系は、こちらできっちり準備して、そういうことなんですよと各学校に提示しました。ただし、今おっしゃられたような個別の運用、あるいはスタッフと教員間のコミュニケーションとか、そういう問題につままして、ひっくるめて具体的運用は、校長さんの権限と責任においておやりなさいという、こういう考え方を基本的に持っております。校長の裁量権の拡大と権限と責任の確立、これが、松戸市の教育改革のスタンスでもあります。

ただ、毎年度、いい意味での成果についての協議は、各学校とさせていただきます。だから、基本的な枠組みとガイドラインについては、こちらで委員会で提示する、はしの上げ下ろしまで指示してきたというのは過去の教育委員会と学校の歴史だと、それがだめにしたというのが国民会議の指摘でもございます。全部じゃないです、一部、それも一つやっぱり災いしてきたんだという指摘もございます。そんなスタンスで方向性でやっていきたいと思います。委員長 特にそういう話題をなぜ提供したかという、こういう際に、やはり教育委員会と校長さんのコミュニケーションやなんかも重視していただきたいという思いがあります。

そのほか何かお話はございませんか。

關委員 一言いいですか、今のことと、それからさっきの日程表とのかかわりで、希望としてちょっとやっていただきたいんですが。これは杉浦さんが案とおっしゃったので、それが適正だと思います。この日程を確定してしまうと、まさにこれに従って、適宜従って実施しなきゃいけない。むしろ責務が発生しますから、これは案であって、この案という言葉をつけた重さはあると思います。

したがって、その間できるだけ、さっきの話に戻りますが、ひざ詰め談判、協議会をつくった意味は、深く理解し合うと。あるいは意を尽くすというふうな意味があったわけですから、そういう努力はぜひ積み重ねていただきたい。

それから、きのうの国会の法改正で、地方教育行政法が改正されたとあります。きょうの新聞にも記事が載っています。その中で大事なものは、コミュニティースクールを日本でも導入しようという改正内容です。これはイギリスでやっているわけですが、イギリスにいる日本人に、今、イギリスのその事情を調べてほしいと頼んでいるところです。これは地域社会が学校を運営するということまで極端なやり方なんです。これが今後、どういうふうな参考資料になるかわかりませんが、基本はやはり地域住民と学校とは極めて深いつながりがあると。地域おこしのためにも、あるいは地域住民にとっても、そのコミュニティー

にとっても、とっても重要だという認識ですね。特に過疎の地域では、とても重要になってきているということですね。

そういう意味で、松戸はまだ恵まれているかもしれませんが、将来を先取りしたこのアクションプランにもあるように、コミュニティースクールを大事にしていきたいというようなことがありますから、できるだけ地域住民の人とのコミュニケーション、あるいはコラボレーション、あるいはパートナーシップというようなキーワードを大事にして、市民との意見交換をしていただきたい、それが希望です。

委員長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしたら、よろしいですか。

#### その他

委員長 最後、その他とありますが、何かございますか。

社会教育課長 旧松戸宿の本陣の保存の関係につきましてご報告を申し上げます。

この旧松戸宿の本陣は、江戸時代の幕府役人、大名を初め旗本などが宿泊するための各宿場に設置された施設であります。旧松戸宿の本陣につきましては、慶応3年の2月に焼失し、江戸時代の末期に取り急ぎ再建されたものと考えられています。焼失前の図面と比較すると、再建後、本陣は規模がかなり小さくなっているんですが、当時の本陣としての建物が当時のままではありませんが、大分傷んできておりますが現存しております。

これにつきまして、私ども5月13日に取手市教育委員会より情報が入りまして、所有者の方がこれを取り壊したいと。そこにアパートを新築したいという情報が入りました。私どもは取り急ぎ所有者の方にお会いいたしまして、保存をしたいということでご相談をいたしましたところ、既にアパート建築計画が決まっている。業者にも発注済みであるということ、解体につきましても業者にかぎを預けて、できれば5月中にも取り壊しをしたいんだというお話でした。そういうことでしたら、せめて記録保存をするために現地調査をさせていただきたいということで、調査につきましては了解を得ました。今月中に取り壊したいというお話でしたが、調査が終わるまで待っていただきたいということでご了解をいただきました。

早速、5月29、30日の2日間で、私どもの文化財保護審査委員、専門の委員さんをお願いをいたしまして実地調査をいたしました。調査の結果、建物は部分的に改築されたり、あるいは取り壊されている部分がありました。また、建具等は借家として使用しておりましたの

で、借家人の居住用にかなり改造されておりました。さらに建物全体的に痛みが激しく、床柱や欄間ですか、こういったものは江戸末期に再建された当時のものは撤去されておりまして、かわりに比較的新しいものですか、そういったものが取りつけられていると、そういった状況でありました。

これにつきまして、さらにもう一日、補充調査をいたしまして、今、平面図は現存しますけれども、立面図あるいは側面図等を作成いたしまして、いつでも復元ができる、そういった図面を残したいということで、あと一日、補充調査をするようにいたしました。

これにつきまして、5月31日に、旧松戸宿本陣保存会という団体から議会に対しまして、本陣の保存を求める陳情が提出されています。陳情の趣旨といたしましては、旧本陣を取り壊してアパートの建設が予定されているが、取り壊される前に建物を移築保存し記念碑等を整備し、文化財観光資源として活用できるようにしていただきたいと、それが陳情の趣旨であります。

以上です。

委員長 これは場所は……

社会教育課長 場所は松戸市の宮前町というところです。

教育長 今説明したとおり、教育委員会としては、貴重な文化遺産ですから残したい気はあるんですけども、いかんせん、こういうような急遽、やっぱり所有者の意思というものも尊重しなければなりませんし、文化財に指定しても、ほとんど補助金もない、個人財産、個人の負担で修復維持していかなきゃならないというのが現状ですから、かなり難しいんですけども、ただ、千葉県ではああいう本格的な本陣というのは、あれ1戸ぐらいなのかもしれない。幕末に再建して、どうやら使われていなかったようです、その後は。幕末の動乱で参勤交代どころの騒ぎじゃなかったということもあるんでしょうけれども、とにかくそういうことで、茨城県はあるんでしょうけれども千葉県には他にないということです。ですから、そういう意思はありますけれども、陳情も出るということになって、これから推移を見守っていきたいと思います。

瀧田委員 建坪は結構大きいんですか。

社会教育課長 建坪といたしましては、約35坪です。どういう経過かはわかりませんが、とりこわされている部分がありますので、かなり規模は小さく……

瀧田委員 平屋でね……

教育長 戸定邸が戦争中に焼失したとか、あるいは取り壊されたと言われておりました玄関左

脇の使者の間、従者の間ってありましたよね。それがまるで本当に忽然と印西の田んぼの中から出てきまして、農家から。それももう古いから取り壊して、新しくそこは離れをつくるんだという持ち主の方が大工さんに相談したところ、これはただの建物じゃない、由緒正しい大変なものですよ、きっとというので、それでわかったんです。

關委員 それを持ってきたんですか。

教育長 はい、まだそれほど財政状況が厳しくなかったものですから、印西から移築して、解体して再建しました。

委員長 ありがとうございます。

次回の教育委員会会議の日程について、どうでしょうか。

企画管理室長 次回でございますけれども、7月8日、木曜日、午後2時から、こちらの5階会議室の方で、いかがでございますでしょうか。

委員長 先生方、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは確認いたします。

次回教育委員会会議、7月8日、木曜日、午後2時から当会議場で開催をいたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成16年6月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時24分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員

松戸市教育委員会